

自動車運送業、卸売・小売・サービス業等を営む事業者の皆様

川俣町新型コロナウイルス感染症緊急対策 事業者支援一時金について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した事業者の皆様を対象に一時金を支給します。

1. 支給対象者

| | |
|-----------------------|--|
| 対象業種ア (自動車運送業) | 4321一般乗用旅客自動車運送業 4331一般貸切旅客自動車運送業 |
| 対象業種イ (卸売・小売・飲食店等) | 51繊維・衣服等卸売業、52飲食料品卸売業、55その他の卸売業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、60その他の小売業、75宿泊業、76飲食店、78洗濯・理容・美容・浴場業、791旅行業 |

2. 支給要件及び支給額

| | |
|-------|--|
| 補助判定月 | 令和3年7月から令和3年10月まで |
| 減収率 | 補助判定月のうち一月でも前年もしくは前々年同月比 15%以上 |
| 給付額 | ①バス・タクシー 1台あたり10万円 ※保管場所が川俣町内となっている車両が対象となります。 ②卸売・小売・サービス業等 賃貸物件 50万円 自己所有 20万円 ※パート労働者を除く従業員が5人以下の事業者が対象です |
| その他 | ・納期の到来した町税等を完納していること。 ・暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること |

3. 受付期間・場所

期間：令和3年11月2日～令和4年2月28日

場所：産業課商工交流係（予約制） 電話 024（566）2111 内線 1505

4. 申請書配布場所

役場（産業課、町HPからも入手可能です）、町商工会、各金融機関